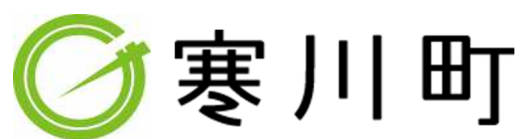




寒川町

国土強靱化地域計画

令和5年4月



目次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
第1章 寒川町の地域特性	4
1 町域の概況	4
(1) 位置と地勢	4
(2) 社会的条件	4
2 自然災害に関する履歴	5
(1) 地震災害	5
(2) 風水害等	6
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	8
1 対象とする災害	8
2 基本目標	8
3 事前に備えるべき目標	8
4 計画期間	9
5 地域強靱化を推進する上での配慮すべき事項	9
6 各種施策の推進と進捗管理	9
第3章 脆弱性評価	10
1 脆弱性評価の考え方	10
2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	11
3 施策分野の設定	13
4 脆弱性評価結果	13
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	14
1 推進方針	14
2 推進方針と施策分野の関連表	32

別表

別表 1 脆弱性評価結果

資料編

資料編 1 施策一覧（担当課）及び関連計画

資料編 2 推進方針と事業の関連表

はじめに

1 策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。

その後、平成 30 年 12 月に、基本計画の策定から約 5 年が経過したこと、平成 28 年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行った。

神奈川県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「神奈川県地域強靱化計画」を平成 29 年 3 月に策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきた。

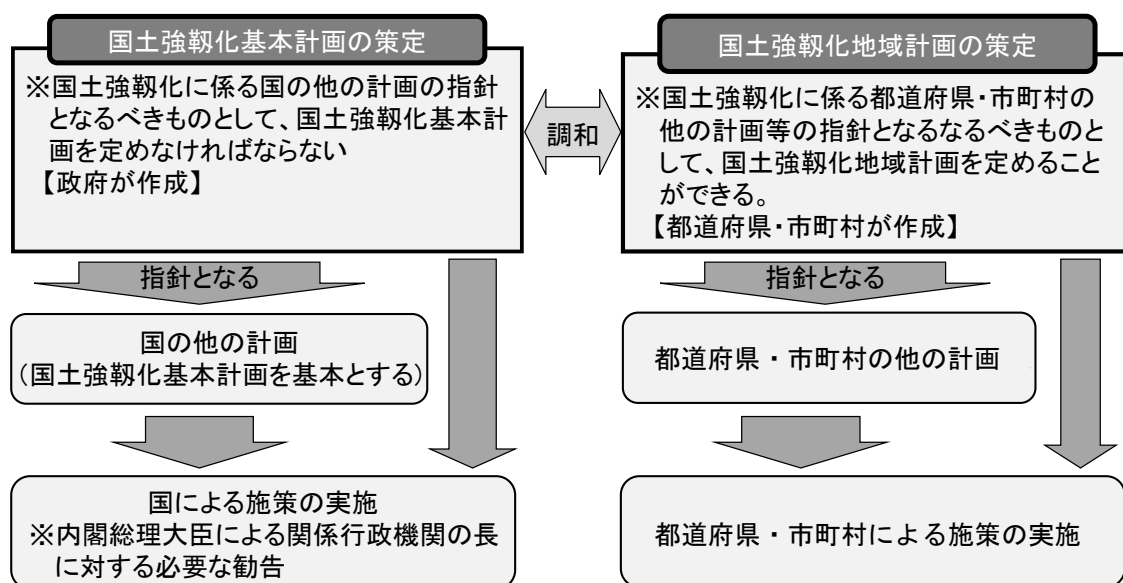
本町における自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、本町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国・神奈川県全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、県、町、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していくことが重要である。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「寒川町国土強靱化地域計画」を策定するものである。

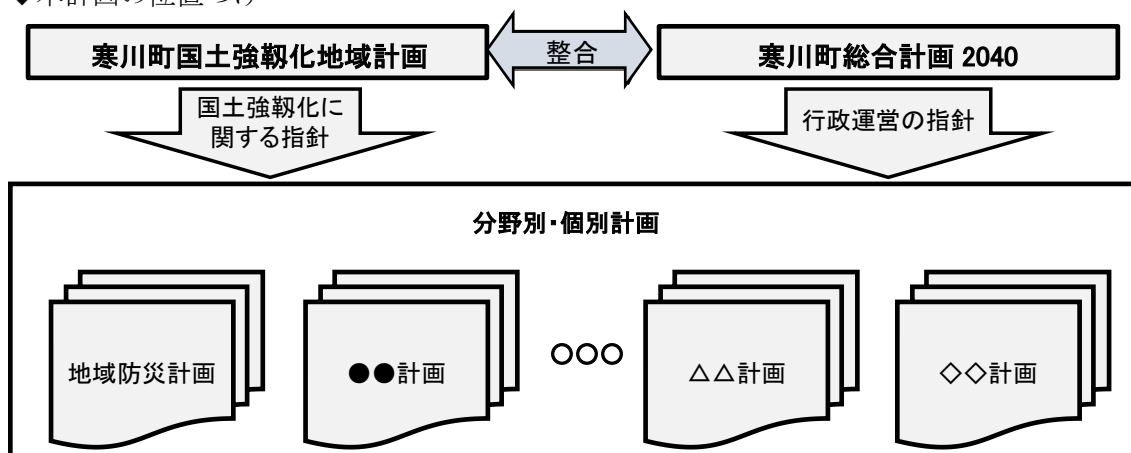
2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）であり、国の基本計画及び県の国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、本町の町政の基本方針である「寒川町総合計画 2040」とも整合を図りながら策定し、「寒川町地域防災計画」や各分野別計画における本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置づけるものである。

◆国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係（第10条ほか）



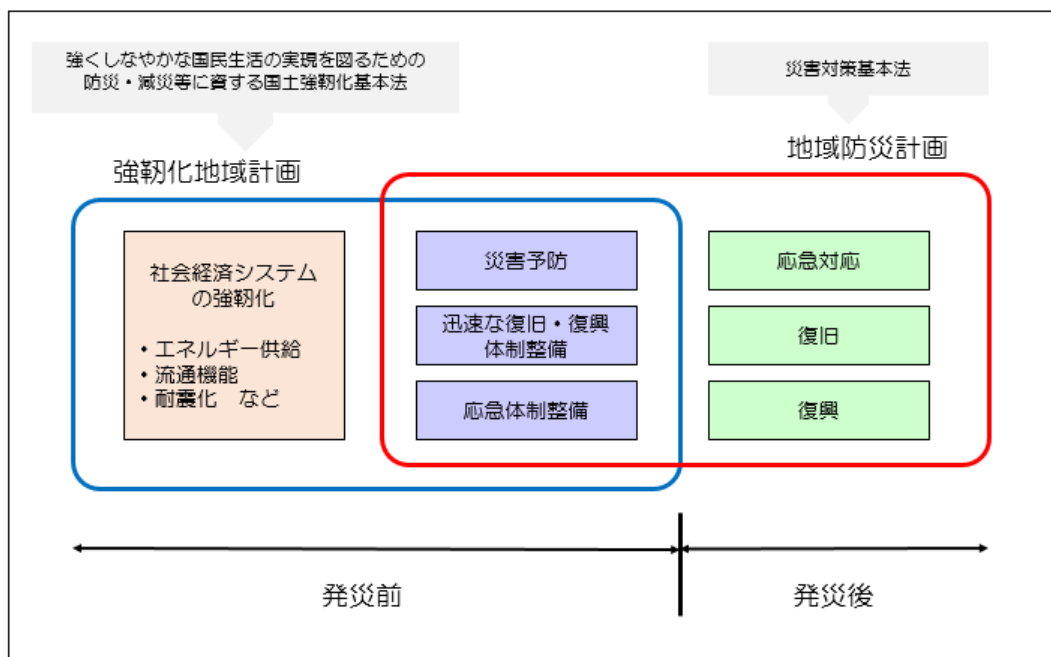
◆本計画の位置づけ



◆地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害予防策のほか、発災時の応急対策や発災後の復旧・復興対策等について定めたものです。

これに対し、国土強靱化地域計画は、発災前を対象とし、最悪の事態に陥ることを避けられるような社会・経済システムを事前に構築していくという視点から取りまとめたものであり、地域防災計画に対しても指針となる計画です



◆消防事務広域化による関連性

令和4年4月1日より、茅ヶ崎市への事務委託方式による消防広域化（消防団及び消防水利事務を除く。）を実施することから、寒川町域における消防事務は、茅ヶ崎市消防本部が担うため、本計画中の消防事務については、茅ヶ崎市消防本部との関連性を有する計画となっています。

◆交付金・補助金等の活用を検討

国土強靱化地域計画を推進するため、国の定める交付金・補助金等の活用をします。

【対象となる国の交付金・補助金 例】 出典：内閣官房 国土強靱化室資料より

- 地方創生整備推進交付金
- 学校施設環境改善交付金
- 住宅市街地総合整備促進事業費補助 等

第1章 寒川町の地域特性

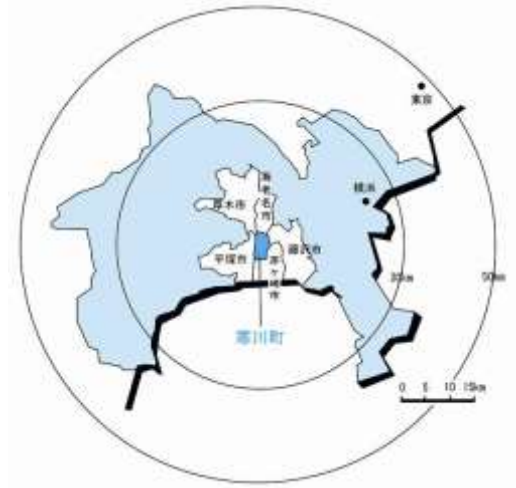
1 町域の概況

(1) 位置と地勢

本町は、神奈川県中央部を流れる相模川の河口から上流約6kmの左岸に位置しています。町域面積は13.42km²で東西2.9km、南北5.5kmと南北に長く、首都圏50km・横浜30km圏にあり、東は藤沢市及び茅ヶ崎市に、西は相模川を隔てて平塚市と厚木市に、南は茅ヶ崎市に、北は海老名市にそれぞれ接している。

標高は約5～27mで、おおむね平坦な地形で東部は相模野台地の南西部に位置し、そのほかは相模川、目久尻川、小出川によって形成された沖積低地となっている。

気温は温暖であり、首都圏の分散化に伴う産業や居住地として発展してきている。



(2) 社会的条件

① 人口の状況

ア 人口

本町の令和3年4月1日現在の人口は、48,653人となっている。

地域別人口は、田端地域 1,226人（構成比2.5%）、一之宮地域 11,005人（構成比22.6%）、中瀬地域 2,338人（同4.8%）、大曲地域 3,307人（同6.8%）、岡田地域 8,243人（同16.9%）、大蔵地域 564人（同1.2%）、小谷地域 3,730人（同7.7%）、小動地域 1,337人（同2.7%）、宮山地域 7,617人（同15.7%）、倉見地域 9,286人（同19.1%）であり、一之宮、岡田、宮山、倉見地域への人口集積が進んでいる。

イ 高齢化の進行

本町における65歳以上の高齢者人口（高齢化率）は、平成25年に10,398人（21.9%）であったものが、令和元年には13,075人（27.0%）となっており、高齢化が進んでいる。

（令和元年神奈川県人口統計調査）

① 土地利用の状況

本町は比較的地形がなだらかであり、農用地、宅地等の可住地面積が多い反面、地形が浅く森林が少ないという特徴がある。

本町の土地利用の動向としては、人口、産業の集中化や都市化の進展に伴い、農用地等が減少し、宅地、道路等の都市的土地利用が増加している。

② 経済・産業の状況

本町の産業構造は、就業者数比率で見ると、第1次産業 2.2%、第2次産業 34.3%、第3次産業 63.5%となっており、第3次産業のウエイトが高く、第1次産業のウエイトが低くなっている。

2 自然災害に関する履歴

(1) 地震災害

神奈川県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震である。

特に、相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生した1923年の大正関東地震では、県内で死者・行方不明者 33,067名の非常に大きな被害※1が生じた。本町においては、全潰 541世帯、半潰 203世帯、焼失 1世帯、死者 12名の被害※2が生じた。

なお、別の記録では、全壊家屋 575戸、死者 31名※3となっている。

また、当時の主要産物であるさつまいもの収穫が1/3に減少、寒川尋常高等小学校の校舍倒壊等の被害※3が記録されている。

※1 「神奈川県の地震活動の特徴」 地震調査推進本部ホームページ

※2 諸井孝文・武村雅之（2004）「関東地震（1923年9月1日）による被害要因別死者数の推定」 日本地震工学会論文集 第4巻、第4号、2004

※3 寒川震災年表

西暦 (和暦)	地域(名称)	規模(マグニ チュード)	主な被害
818 (弘仁9)	関東諸国	7.5以上	(相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等での被害。圧死者多数。)
878.11.1 (元慶2)	関東諸国	7.4	(相模、武蔵を中心に被害。圧死者多数。)
1257.10.9 (正嘉1)	関東南部	7.0~ 7.5	鎌倉で山崩れ、社寺・家屋倒壊等の被害
1293.5.27 (永仁1)	鎌倉	7.0	鎌倉で社寺・家屋倒壊、焼失等の被害。死者数数千から23,000人余の諸説あり。
1498.9.20 (明応7)	(明応地震)	8.2~ 8.4	鎌倉で津波により溺死者200人。
1605.2.3 (慶長9)	(慶長地震)	7.9	小田原で人馬数百死

1633.3.1 (寛永 10)	相模、駿河、伊豆	7.0	小田原で最も被害が大きく、小田原市内で死者 150 人、家屋全壊多数。箱根でも死者あり
1648.6.13 (慶安 1)	相模、江戸	7.0	小田原領内で家屋全壊多数。箱根で死者 1 人
1649.9.1 (慶安 2)	川崎、江戸	6.4	川崎で民家 140～150 軒等が倒壊。付近の村でも家屋倒壊あり。死傷者多数。
1697.11.25 (元禄 10)	相模、武蔵	6.5	鎌倉で家屋全壊あり。
1703.12.31 (元禄 16)	(元禄地震)	7.9～ 8.2	沿岸部を中心に甚大な被害。小田原領内で死者 2,291 人、家屋全壊 8,007 棟。津波による被害もあり。
1782.8.23 (天明 2)	相模、武蔵、甲斐	7.0	箱根、小田原で被害が大きく、住家約 800 棟破損。
1812.12.7 (文化 9)	武蔵、相模	6 ^{1/4}	横浜で家屋全壊 22 棟。付近でも死者、家屋全壊あり。
1853.3.11 (嘉永 6)	小田原付近	6.7	小田原を中心に被害。死者 24 人、負傷者 13 人、家屋全壊 1,088 棟。
1855.11.11 (安政 2)	(安政)江戸地震	6.9	県東部を中心に被害。死者 37 人、負傷者 75 人、家屋全壊 64 棟。
1894.6.20 (明治 27)	東京湾北部 (明治)東京地震とも呼ばれる。)	7.0	横浜市、橘樹郡を中心に被害。死者 7 人、負傷者 40、家屋全半壊 40 棟
1923.9.1 (大正 12)	(大正関東地震)	7.9	死者・行方不明者 33,067 人、負傷者 56,269 人、住家全壊 62,887 棟、住家焼失 68,569 棟、住家流出 136 棟。
1924.1.15 (大正 13)	丹沢山塊(丹沢地震とも呼ばれる。)	7.3	関東地震の余震。死者 13 人、負傷者 466 人、住家全壊 561 棟。
1930.11.26 (昭和 5)	(北伊豆地震)	7.3	死者 13 人、負傷者 6 人、住家全壊 88 棟。
1983.8.8 (昭和 58)	神奈川・山梨県境	6.0	死者 1 人、負傷者 23 人。
2005.2.16 (平成 17)	茨城県南部	5.3	負傷者 1 人。
2005.2.16 (平成 17)	千葉県北西部	6.0	負傷者 9 人。
2011.3.11 (平成 23)	(東北地方太平洋沖地震)	9.0	死者 5 人、負傷者 137 人。

出典：神奈川県地域防災計画より

(2) 風水害等

本町に被害をもたらした風水害等は、次のとおりである。

西暦(和暦)	被害等
1976 年 9 月 9 日 (昭和 51 年)	台風により目久尻川があふれ、宮山、倉見で大規模な洪水発生。自衛隊に災害派遣要請。

1979 年 10 月 19 日 (昭和 54 年)	台風 20 号。県下到大被害、死傷者 86 人。
1982 年 7 月 31 日 (昭和 57 年)	台風 10 号。総雨量が相模川上流で 500mm に達し増水による浸水面積 13ha、床上・床下浸水 14 戸。

出典：寒川町災害年報より

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

寒川町で想定すべき自然災害には、地震災害、風水害等がある。

2 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

国や県が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 計画期間

令和4年度を始期とし、国の基本計画や神奈川県強靱化計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

5 地域強靱化を推進する上での配慮すべき事項

強靱化を推進する上で、配慮すべき事項は、以下のとおりです。

- ・平時のみを念頭に置くのではなく、各種のリスクの存在を見据え災害対応能力の向上及び長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点を持つこと。
- ・地域住民・企業・コミュニティ等の多様な主体が実施する自助・共助の取り組みを推進するため、災害時のみならず平時からのコミュニティ構築への支援を行うこと。
- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、災害対応力の向上を図ること。
- ・資産マネジメントの視点に基づく長寿命化対策を行うとともに、施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する施策を推進する。

6 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「寒川町総合計画 2040」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「寒川町地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進する。

また、本計画は、関連する町の他の計画と連携しながら、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直す。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図る。

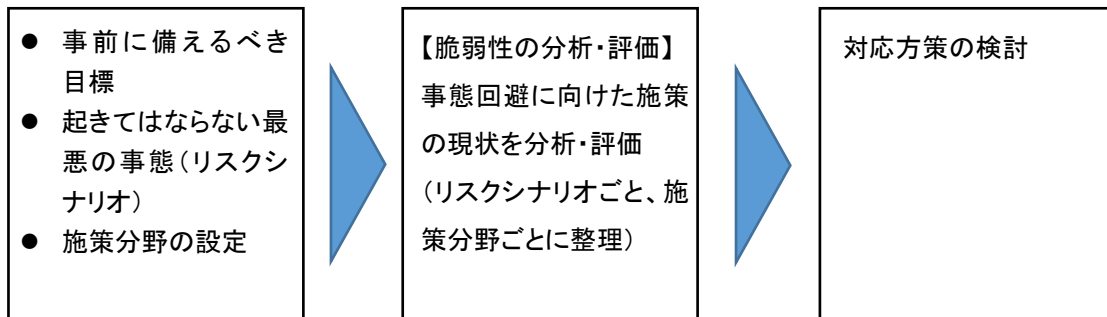
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性※の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

寒川町は、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。

※脆弱性（ぜいじゃくせい）とは、「もろく弱い性質」。



2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、神奈川県や近隣市の計画、及び本町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と21（1-1 ～ 8-4）の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

リスクシナリオ

事前に備えるべき目標		21の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊等
		1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーン（※）の寸断等による企業の生産力低下 （※部品の調達から製造・生産管理・販売・配送等）
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2)	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3)	電車等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

施策分野	個別施策分野	① 行政機能／警察・消防等 ② 住宅・国土保全・交通 ③ 保健医療・福祉 ④ 産業・エネルギー・環境 ⑤ 教育・文化
	横断的分野	⑥ リスクコミュニケーション (行政・住民・事業所の情報共有)

4 脆弱性評価結果

評価結果は、別表1のとおりである。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

1 推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針は、以下のとおりである。
なお、各施策推進方針に関連する個別計画および関連事業は、「資料編」に記載する。

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策(町民部、都市建設部)

- 住宅の耐震化については、様々な制度を設けており、引き続き建築物の所有者に対し、耐震化の重要性について周知及び啓発に取り組んでいきます。
- ・住宅の無料耐震相談や耐震診断・耐震改修工事、危険ブロック塀の撤去に係る補助を実施します。[都市建設部]
 - ・空き家の解体や活用について相談体制を整備し、対策を進めます。[都市建設部]
 - ・家具の転倒防止等について、周知を行います。[町民部]

建物の出火防止対策(町民部)

- 地震による出火を防止するため、地震時の出火防止に関する周知及び啓発に取り組んでいきます。
- ・感震ブレーカー等の設置を推進するための普及・啓発を実施します。[町民部]

計画的な土地利用(町民部、環境経済部、都市建設部)

- 町が実施する都市計画やまちづくり拠点等の整備に関し、防災の視点を取り入れます。
- ・町内の安全性を高めるため、神奈川県土地利用基本計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を神奈川県と連携し、推進します。[町民部][都市建設部]
 - ・河川整備等と連携して緑地の保全を図り、保水機能の向上を図ります。[都市建設部][環境経済部]
 - ・神奈川県と連携し、街区内の公園等を確保します。[都市建設部]

市街地の防災性向上(都市建設部) ○延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。 ・市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進めます。[都市建設部] ・土地区画整理事業等により、都市の安全性を高めるために道路及び駅前広場の整備、公園緑地の確保等により面的な整備を進め、一層の防災性の向上を図ります。[都市建設部]
自然災害回避(アボイド情報)による危険回避(町民部、環境経済部、都市建設部) ○自然災害による被害発生危険性を回避した土地利用を進めるため、「自然災害回避(アボイド)行政」を継続して推進します。 ・自然災害回避(アボイド)情報を町民に提供し、周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生危険性を回避した土地利用を促進します。[町民部][環境経済部][都市建設部]
避難所の確保・整備(総務部、町民部、環境経済部、都市建設部) ○市街地内及びその周辺の公園や緑地の確保に努めるとともに、公共空間としての道路、河川の確保を図ります。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組めます。 ・避難場所及び避難所の確保に協力できるよう、指定管理者制度により町立施設を管理する指定管理者との協定に、避難場所等に指定される可能性及びその運営に協力すること、緊急の必要がある場合には指定管理者においても自らの判断により適切な災害対応に努めることを盛り込みます。[総務部ほか関係部] ・火災の延焼遮断帯、避難路となる都市計画道路の計画的な整備を推進して、災害に強いまちづくりを進めるとともに、道路等の安全確保に努めます。[都市建設部] ・防災拠点となる都市公園については、バリアフリー化の取組を進めます。[都市建設部] ・道路、河川等の整備で、幅の広い道路、電線類の地中化、ゆとりある河川の高水敷の整備等を実施し、防災空間の確保を進めます。[都市建設部][環境経済部] ・農地の整備を行うことで、災害時に避難地等としても活用可能な防災に資する空間を確保します。また、延焼防止や水確保の機能を果たす農道、水路等の基盤整備を進めます。[環境経済部] ・大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所として指定する施設については、避難者が安心して避難をできるように、非構造部材も含めて耐震化を促進するとともに、空調整備、給水設備、非常用電源、防災用トイレの整備を進める。[関係部]

液状化対策(企画部、町民部)

○継続して液状化対策を進めるとともに、町民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域や対策工法の啓発に努めます。

・町管理の建築物、構造物に対しては、液状化対策等を実施するとともに、既存施設等で液状化の被害のおそれのあるものは、補強対策を実施します。[関係部]

・町民や事業者を対象とした各種研修会等で、地震被害想定調査で想定した地域の液状化危険度について普及・啓発を行います。[町民部]

・ホームページに掲載している、液状化の危険度や土地履歴情報等について、地理情報システム(GIS)等の活用・整備を進め、ホームページなどで広く周知します。[企画部][町民部]

危険物等施設の安全対策(町民部、健康福祉部、環境経済部、茅ヶ崎市消防本部)

○危険物等施設について、安全管理対策の拡充を進めます。また、危険物等施設における浸水対策を進めます。

・危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。[町民部][環境経済部][茅ヶ崎市消防本部]

・危険物等施設の従事者に対する安全対策についての研修を、関係団体と共同して実施します。[町民部][環境経済部][健康福祉部][茅ヶ崎市消防本部]

町民の防災意識の向上(町民部、学び育成部、健康福祉部、茅ヶ崎市消防本部)

○町民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。

・災害の疑似体験や映像・展示による防災情報の提供を行い、防災知識の普及・啓発を行います。[町民部]

・防災関係機関と協力して、町民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、常備薬、お薬手帳、感染症予防用具、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、感震ブレーカーの設置、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのマイタイムラインの作成等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。[町民部][茅ヶ崎市消防本部]

・町民の防災意識の向上を図るため、生涯学習活動などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図ります。[町民部][学び育成部][健康福祉部]

外国人の安全確保対策(企画部、町民部、学び育成部) ○やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行います。 ・外国人のための防災対策を促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努めます。[学び育成部] ・防災に関するパンフレットや冊子などを、やさしい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行います。[企画部][町民部][学び育成部]
防災教育の充実(町民部、教育委員会) ○学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。 ・神奈川県と連携し、小中学校等の教員を対象に「地域防災力の強化に向けた研修」を実施します。[町民部][教育委員会] ・神奈川県と連携し、教職員の防災・減災の指導力向上を図るための研修を実施します。[町民部][教育委員会]
ハザードマップによる啓発(町民部、環境経済部、都市建設部) ○ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、町民の防災意識の向上を進めます。 ・各種ハザードマップ等を活用し、町民や町内事業者に周知します。[町民部] ・土地取引における活用等を通じて、浸水想定やハザードマップの内容を理解してもらうよう努めます。[町民部][環境経済部][都市建設部]
シェイクアウト訓練の実施(町民部) ○自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震に限らず災害発生時の的確な安全確保行動等の普及を進めます。 ・神奈川県と連携し、地震発生時に安全確保行動を行えるよう、町民・事業者・行政機関等に広く参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)」を行います。[町民部]
住民参加の防災訓練の実施(町民部) ○行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。 ・住民参加の防災訓練を行います。[町民部] ・大規模災害を想定した広域防災訓練、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に町民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。[町民部]

関係機関との連携による防災訓練の実施(企画部、町民部、健康福祉部) ○医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。 ・神奈川県や近隣市、関係機関と連携して訓練等を行い、地震災害に対する体制及び連携の強化、対応力の向上を図ります。[企画部][町民部][健康福祉部] ・災害時応援協定締結団体と連携して、災害に対する体制及び連携の強化を図ります。[町民部]
消防団・自主防災組織の強化(町民部) ○大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上を図ります。 ・消防団員の確保や資機材を充実させ、消防団の強化を図ります。[町民部] ・自主防災組織の資機材整備、訓練等に対し、支援を行います。[町民部] ・消防団員が消火・救助・応急手当に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対する教育訓練を行います。[町民部] ・自主防災組織リーダー等を対象に研修を行い、防災に関する知識、技術を習得させるとともに、防災意識の向上や防災行動力の強化を図ります。[町民部] ・自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施します。[町民部]
避難所の確保・整備(企画部、総務部、町民部、関係部) ○大規模な災害の発生により、多くの被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。 ・大規模地震発生時において、町単独では避難所の確保が困難となった場合や二次災害発生危険がある場合に、町域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、近隣市と共同して体制の整備を図ります。[企画部][町民部] ・避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化を促進します。避難所の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努めます。[総務部及び関係部]

要配慮者等への支援(町民部、学び育成部、健康福祉部) ○高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。 ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備事業を行います。[町民部][健康福祉部] ・「避難行動要支援者きずなプラン」や「避難行動要支援者支援マニュアル」などのマニュアル等について適宜見直しを行い、支援体制等の整備に努めます。[町民部][健康福祉部] ・避難確保計画の作成を支援するとともに、計画に基づく訓練実施を促します。[町民部] ・大規模災害発生時に、高齢者や障害者など福祉的支援を必要とする者に対する支援を行うため、福祉施設や職能団体等とのネットワークによるチームを設置し、派遣する職員等に対する研修など人材育成を行います。[健康福祉部] ・保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。[学び育成部]・設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するための施設管理者との災害時の協定の促進に努めます。[健康福祉部]
学校等の防災体制の整備(町民部、教育委員会) ○児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図ります。 ・災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。[教育委員会] ・教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。[町民部][教育委員会] ・児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。[教育委員会] ・避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と町との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。[町民部][教育委員会]
文化財所有者・管理者の防災対策(教育委員会) ○災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進めます。 ・災害から文化財を保護するため、減災・防災の意識向上を図ります。[教育委員会]

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊等
民間大規模建築物の耐震化(町民部、健康福祉部、都市建設部) ○地震発生時に多くの人が滞在する可能性がある民間施設の耐震化を促進し、外出先などでの地震の揺れによる被害軽減を図ります。 ・既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・啓発を実施するとともに、神奈川県と協働して耐震化を推進します。[都市建設部] ・神奈川県と連携し、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に関する取組を支援します。[都市建設部]
防災拠点となる公共施設等の耐震化等(関係部) ○被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設及び非構造部材の耐震化を進めます。 ・行政関連施設や要配慮者等施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐水化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信設備の整備や必要な物資の備蓄や施設の防災機能強化や長寿命化を推進します。[関係部]
多数の者が利用する施設の安全確保(町民部) ○駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進めます。 ・各施設の管理者とともに、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な管理や指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。[町民部]
社会福祉施設の防災対策(町民部、健康福祉部) ○社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保します。 ・地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、社会福祉施設等の管理者が、町の地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めるよう、必要な情報提供を行います。[町民部][健康福祉部] ・やむを得ず浸水のおそれがある場所に要配慮者施設を設置する場合は、安全なスペースの整備等に努めます。[健康福祉部]

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

治水対策(都市建設部)

○都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。

・総合治水対策特定河川に指定されている目久尻川や町内に流れる3河川について、流域の保水機能の確保、安全な土地利用の指導などと併せて治水施設の整備を神奈川県と協力し進めます。[都市建設部]

河川改修(都市建設部)

○大河川(相模川)については、長期的には年超過確率 1/100 から 1/150 の規模の洪水を安全に流下させることを目標として、また、その他早急に改修を必要とする中小河川については、1時間あたり 50mm~60mmの降雨相当(4年~10年に1回の降雨)の計画規模を当面の目標として治水対策を推進します。

・大河川(相模川)について、長期的には年超過確率 1/100 から 1/150 の規模の洪水を安全に流下させることを目標としていますが、相模川については、無提部の築堤を完成させ、治水安全度の確保を図ります。なお、国や神奈川県と連携して進めます。[都市建設部]

排水施設の整備(都市建設部)

○浸水防止対策の整備を促進します。

・浸水対策のために行う下水道の整備については、下水道の整備水準を超える局地的集中豪雨により、個人財産や都市機能に影響を及ぼす浸水被害の最小化を図ります。[都市建設部]

農業用施設等の整備(環境経済部)

○農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水(たんすい)等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性をより一層向上します。

・流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事を計画的に実施します。[環境経済部]

・河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実施します。[環境経済部]

・脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進します。[環境経済部]

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
道路啓開・交通インフラの確保(町民部、都市建設部) ○町が管理している交通インフラについて、災害時における陸上輸送路の確保を図ります。 ・インフラ上の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じるよう努めます。[町民部][都市建設部]
水道施設の耐震化及び給水体制の確保(企画部、町民部、都市建設部) ○阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性をより一層の向上させるために各企業者と連携して進めます。 ・県営水道の管轄区域では、災害時に重要となる、災害拠点病院などの重要給水施設への供給管路や基幹管路のほか、基幹浄水場や一次配水池の耐震化を神奈川県に促します。[企画部][町民部][都市建設部]
医薬品医療機器等の整備(健康福祉部) ○医療救護所について、医療用機器等の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実します。 ・医薬品等の確保を図るとともに、薬剤師会、医薬品卸業者、県等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。[健康福祉部]
広域応援体制の強化(総務部、町民部) ○広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。 ・大規模災害時に、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れられるよう体制を整えます。[町民部] ・神奈川県及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討していきます。[町民部] ・大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる県との連携の強化に向けて取り組みます。[総務部][町民部]

飲料水、食料及び生活必需物資等の確保(総務部、町民部)

○地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、町の備蓄品や協定の締結による供給体制の強化を推進します。

・災害時における生活必需物資の確保のため、生活必需物資の調達に関する協定を締結します。[町民部]

・市町村や防災関係機関、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受入の訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図ります。[総務部][町民部]

・自宅や事業所等における備蓄の推進に向けた普及・啓発を実施します。[町民部]

道路・橋りょう等の整備(都市建設部)

○道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進めます。

・緊急輸送道路となる道路や橋りょうの整備を進め、狭あい道路の拡幅整備を行います。

また、下水道施設(マンホール等)の耐震化を進め道路の安全を確保します。[都市建設部]

・災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、交通拠点へのアクセス道路等を多重性のある道路ネットワークとして整備するとともに、都市内のどの地域にも複数の経路でアクセスできるよう計画的な整備を進めます。[都市建設部]

・道路橋について、国等が定める耐震基準等に基づき、新設、架替、既存道路橋の耐震補強工事を行います。[都市建設部]

・道路橋の定期点検を実施し、必要な長寿命化工事を実施します。[都市建設部]

・道路の舗装及び、照明施設は定期点検を実施し、必要な修繕工事を実施します。[都市建設部]

2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

救助・救急体制の充実(茅ヶ崎市消防本部)

○大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を進めます。

・消防力の充実・強化を図るため、防災用資機材等の整備をします。[茅ヶ崎市消防本部]

消防の広域化(茅ヶ崎市消防本部)

○住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすため、消防の広域化による運営で、消防力の一層の充実強化を図ります。

・市町が行う消防業務について、消防広域化行ったうえで、今後も消防の体制強化を図ります。[茅ヶ崎市消防本部]

消防職員の育成(茅ヶ崎市消防本部)

○大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、消防職員の能力向上を図ります。

- ・消防全般にわたる基礎的な知識・技術(実技訓練)等の習得、並びに消防職員として必要な人格の形成を図るとともに、多種多様な災害に対する専門的な知識及び技術の練磨を図ることで、複雑高度化する消防業務に、その能力を十分に発揮できる消防職員の育成を図ります。[茅ヶ崎市消防本部]

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

燃料の確保(総務部、町民部)

○大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進めます。

- ・大規模災害時に、災害対策上重要な車両や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を確保するため、神奈川県等と連携し、燃料の確保対策を進めます。[総務部][町民部]

2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

帰宅困難者対策の推進(関係部)

○交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、町民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行います。

- ・一時滞在施設の確保に努めるとともに、飲料水等の備蓄を進めます。[町民部]
- ・帰宅抑制や備蓄の啓発、帰宅困難者備蓄整備を行います。[町民部]
- ・企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画(BCP)の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進します。[環境経済部]
- ・大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の町民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。[関係部]
- ・企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の啓発促進を図ります。[町民部]

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

災害時医療救護体制の整備(企画部、町民部、健康福祉部)

○災害時における医療救護体制を整備します。

・大規模災害時に備えた研修・訓練を実施するほか、災害対策本部の情報通信体制の強化を図ります。[企画部][町民部]

・介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等により、介護職員等の派遣体制の整備に努めます。[健康福祉部]

道路啓開・交通規制体制の整備(町民部、都市建設部)

○道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。

・災害時における警察や建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。[町民部][都市建設部]

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫体制の整備(健康福祉部)

○感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施します。

・災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努めます。[健康福祉部]

・災害時に感染症等が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。[健康福祉部]

広域火葬体制の強化(町民部)

○大規模災害により被災した場合、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化します。

・災害時における遺体の埋火葬を円滑に進めるため、茅ヶ崎市と連携して広域的な協力体制をとります。[町民部]

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

警備活動訓練の実施(町民部)

○治安の悪化を避けるため、情報を迅速に収集し、対策につなげます。

・警察や神奈川県、近隣市と連携し、情報収集に努めます。[町民部]

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

実践的な訓練の実施(町民部、学び育成部)

○複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図ります。

・地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練や市町村域・コミュニティレベルで、大規模火災など多様な場面を想定した防災訓練を実施します。また、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。[町民部ほか関係部]

・災害対策本部が設置される災害時を想定し、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽減するために、やさしい日本語及び多言語による情報提供や、行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応の役割を果たす事ができるよう努めます。[企画部][学び育成部]

災害対策本部の機能強化(町民部)

○被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進めます。

・大規模地震発生時を想定した各局等の初動対応等の検証を行い、災害対策本部の機能強化を図ります。[町民部]

・県や近隣市、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。[町民部]

・災害対策本部室が被災した場合を想定して、防災行政通信網代行統制局の機能維持、幹部参集の交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。[総務部][町民部]

・通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保に努めます。[関係部]

・職員に対する職員配備表等の配布、職員向け連絡手段を通じて、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。[町民部][関係部]

業務継続体制の確保(企画部、総務部、町民部)

○災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。

・業務継続のために必要に応じた計画及び研修等を策定します。[企画部][総務部][町民部]

・発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。[関係部]

復興対策マニュアルの整備(町民部)

○事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組みます。

・被災後の復興対策を円滑かつ着実に実施するために「震災復興対策マニュアル」を想定します。[町民部]

目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

電線の地中化(都市建設部)

○災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図ります。

・災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線類を地中化することにより、防災対策の向上を図ります。[都市建設部]

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

町民等への情報発信体制の整備(企画部、町民部)

○町民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。

・町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。[企画部][町民部]

・町民等の安全・安心を確保する上で特に重要となる避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)を迅速、確実に伝達するため、神奈川県と共同で、Lアラート(災害情報共有システム)を活用した報道機関等への情報提供を実施します。[町民部]

・報道機関(テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど)の協力のもと発災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。[企画部][町民部]

災害情報の収集・伝達体制の整備(企画部、町民部、茅ヶ崎市消防本部)

○災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、県と市町村、国、消防、医療機関などの相互の情報収集・情報伝達手段の整備を進めます。

・災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。[企画部][町民部]

・災害時の情報収集・提供体制の強化をします。[町民部][茅ヶ崎市消防本部]

被災者支援に関する情報システムの構築(企画部、町民部)

○町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。

・居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、神奈川県と連携し、体制の整備に努めます。[町民部]

・町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。[企画部][町民部]

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

企業の防災体制の確立(町民部、環境経済部)

○災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行います。

・中小企業者・団体、中小企業支援担当者を対象に、神奈川県と連携し、業務継続計画(BCP)の作成支援、事例集の活用、セミナーの実施を周知します。[環境経済部]

・企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、企業自身における防災力の向上に努めます。[町民部][環境経済部]

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

非常時のガス供給体制の整備(町民部)

○ガスの応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進め、また、非常時の応急供給体制の整備も継続して進めます。

・地震災害が発生した場合の緊急用LPガス(液化石油ガス)の供給を確保するため、避難場所等への供給体制の整備を進めます。[町民部]

発電設備の管理(総務部)

○電力の安定供給確保のため、発電設備の計画的な維持管理を行います。

・発電設備の定期的なオーバーホールを実施するなど、計画的な維持管理を行います。
[総務部]

自立・分散型エネルギーの導入促進(環境経済部)

○エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進します。

・太陽光発電等の再生可能エネルギーや、ガスコージェネレーション等の分散型電源の導入を促進します。[環境経済部]

・応急対策の一環として、災害時に電気を供給することができる電気自動車及び燃料電池自動車の普及促進を図ります。[環境経済部]

6-2) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

污水处理機能の確保(都市建設部)

○町下水道施設の耐震化や老朽化対策を進めるとともに、神奈川県流域下水道施設と連携し、安全性・継続性の確保を図ります。

・災害を未然に防ぐため、管渠等の耐震診断調査及び補強工事を実施するとともに、長寿命化を基本とした確実な点検と優先度を踏まえた計画的かつ効果的な保全・更新を進めます。[都市建設部]

・災害発生時には、直ちに被害状況の調査、施設の点検、応急復旧が実施できるように下水道BCP(事業継続計画)を策定し、事業の継続性を図るとともに、復旧用資機材の備蓄や近隣市町及び事業者との連携を進めます。[都市建設部]

一般廃棄物処理機能の確保(環境経済部)

○一般廃棄物処理施設の適正な更新や老朽化対策・近隣施設等のバックアップ体制の確立など安全性の確保を図ります。

・一般廃棄物処理機能の確保を図るため、耐震化など災害に強い処理施設の整備等を検討するとともに、近隣施設との連携を進めます。[環境経済部]

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生

応急危険度判定等の体制整備(都市建設部)

○応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備をさらに充実します。

・震災時における人的二次災害を防止するための応急危険度判定活動を的確に実施できるよう、判定士の養成・訓練を実施するとともに、県内市町村及び他の都道府県との連携を含めた判定実施体制の整備を行います。[都市建設部]

・被災宅地危険度判定のために必要なマニュアルを神奈川県と連携し、整備します。[都市建設部]

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理体制の整備(町民部、環境経済部)

○大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進めます。

- ・災害廃棄物処理計画の策定を行います。[環境経済部]
- ・国、県、他市町村及び民間事業者団体等とともに、災害廃棄物の処理に係る新しい協力体制の構築について検討します。[町民部][環境経済部]

8-2) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

避難所の運営体制の整備(町民部、健康福祉部)

○避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮するよう努めます。

- ・「避難所マニュアル」について、必要に応じて見直しを行います。[町民部]
- ・避難所運営のため、生活必需物資等の備蓄を進めます。[町民部]
- ・避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努めます。[健康福祉部]

応急仮設住宅の迅速・的確な提供(企画部、総務部、町民部、健康福祉部、都市建設部)

○応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。

- ・県及び関係機関と連携し、応急仮設住宅(建設型・民間賃貸住宅借上げ型)の供給に関する対策を進めます。[町民部][都市建設部]
- ・住家被害の調査担当者のための研修機会の拡充を図ることなどにより、災害時の住家被害調査の迅速化を図ります。[都市建設部]
- ・他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を推進します。[企画部][町民部][都市建設部]
- ・高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅(福祉仮設住宅を含む)の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。[健康福祉部][都市建設部]

ペット対策(町民部、環境経済部)

○大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行います。

- ・飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及・啓発を行い、災害時に備えます。[町民部][環境経済部]

災害救援ボランティア活動の充実強化(企画部、総務部、町民部、健康福祉部) ○ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行います。 ・災害ボランティアの資機材整備・防災訓練・研修を行います。[町民部][健康福祉部] ・災害時のボランティア支援体制が円滑に機能するよう、平常時から訓練の実施などの実践的な備えを行うとともに、関係機関・団体との連携協力体制づくりに努めます。[総務部][町民部] ・福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進めます。[町民部][健康福祉部] ・情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。[企画部][町民部] ・災害時のボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関と連携しボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。[総務部][町民部]
被災者相談の実施体制の整備(町民部) ○大規模災害発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、町民からの多種多様な相談・要望等に対応するため、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進めます。 ・被災者の相談会に相談業務従事者を派遣する際、手続が円滑に行えるよう平常時から関係機関との連携・協議を行います。[町民部]

8-3) 電車等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 地籍調査の促進(都市建設部) ○大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進します。 ・地籍調査の取組を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進します。[都市建設部]
8-4) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 地下水採取の規制(環境経済部) ○局所的な地盤沈下の状況を把握するため水準測量等の調査を継続し、地盤沈下の防止を図ります。 ・町内の地盤沈下地域を神奈川県生活環境の保全等に関する条例(県条例)により、地下水採取の規制地域を周知します。[環境経済部]

2 推進方針と施策分野の関連表

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		個別施策分野					横断的施策分野	集計
				1 行政機能・警察・消防等	2 住宅・国土保全・交通	3 保健医療・福祉	4 産業・エネルギー・環境	5 教育・文化	6 リスクコミュニケーション	合計
①	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	町内での建物・交通施設等の集合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生	・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・避難所の確保・整備 ・遊牧対策 ・危険物等施設の安全対策 ・外国人の安全確保対策 ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・消防団・自主防災組織の強化 ・避難所の確保・整備 ・要配慮者等への支援 ・学校等の防災体制の整備 ・文化財所有者・管理者の防災対策	・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・建物の出火防止対策 ・計画的な土地利用 ・市街地の防災性向上 ・自然災害回避（アポイント情報）による危険回避 ・避難所の確保・整備 ・学校等の防災体制の整備 ・文化財所有者・管理者の防災対策	・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・要配慮者等への支援	・計画的な土地利用 ・危険物等施設の安全対策	・防災教育の充実 ・文化財所有者・管理者の防災対策	・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・建物の出火防止対策 ・自然災害回避（アポイント情報）による危険回避 ・避難所の確保・整備 ・危険物等施設の安全対策 ・市街地の防災性向上 ・外国人の安全確保対策 ・防災教育の充実 ・ハザードマップによる啓発 ・シェイクアウト訓練の実施 ・住民参加の防災訓練の実施 ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・消防団・自主防災組織の強化 ・要配慮者等への支援 ・学校等の防災体制の整備 ・文化財所有者・管理者の防災対策	41
		1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊等	・防災拠点となる公共施設等の耐震化等 ・多数の者が利用する施設の安全確保	・民間大規模建築物の耐震化 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化等	・防災拠点となる公共施設等の耐震化等 ・社会福祉施設の防災対策			・民間大規模建築物の耐震化 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化等 ・多数の者が利用する施設の安全確保	9
		1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	・治水対策 ・河川改修 ・排水施設の整備 ・農業用施設等の整備	・河川改修 ・排水施設の整備 ・農業用施設等の整備		・農業用施設等の整備			8
②	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	・道路啓蒙・交通インフラの確保 ・水運施設の耐震化及び給水体制の確保 ・広域応援体制の強化 ・飲料水、食料及び生活必需品等の確保 ・道路・橋りょう等の整備	・道路啓蒙・交通インフラの確保 ・水運施設の耐震化及び給水体制の確保 ・道路・橋りょう等の整備	・医薬品医療機器等の整備		・飲料水、食料及び生活必需品等の確保	・広域応援体制の強化 ・飲料水、食料及び生活必需品等の確保	12
		2-2)	自衛隊、警察、消防、高保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・救助・救急体制の充実 ・消防の広域化 ・消防職員の育成					・消防職員の育成	4
		2-3)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	・燃料の確保			・燃料の確保			2
		2-4)	想定を超える大量かつ長期的な被災による水・食料等の供給不足	・帰宅困難者対策の推進					・帰宅困難者対策の推進	2
		2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の障害	・道路啓蒙・交通規制体制の整備	・道路啓蒙・交通規制体制の整備				・道路啓蒙・交通規制体制の整備	3
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・防疫体制の整備 ・広域火葬体制の強化		・防疫体制の整備			・防疫体制の整備 ・広域火葬体制の強化	5
③	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による源地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	・警備活動訓練の実施					・警備活動訓練の実施	2
		3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・実践的な訓練の実施 ・災害対策本部の機能強化 ・要配慮者マニュアルの整備					・実践的な訓練の実施	5
④	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	電力供給停止等による情報通信の障害・長期停止		・電線の地中化					1
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・町民等への情報発信体制の整備 ・災害情報の収集・伝達体制の整備 ・被災者支援に関する情報システムの構築	・被災者支援に関する情報システムの構築				・町民等への情報発信体制の整備 ・災害情報の収集・伝達体制の整備 ・被災者支援に関する情報システムの構築	7
⑤	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥せない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	・企業の防災体制の確立			・企業の防災体制の確立		・企業の防災体制の確立	3
⑥	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力供給ネットワーク（発電施設、送電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	・非常時のガス供給体制の整備 ・発電設備の管理 ・自立・分散型エネルギーの導入促進			・非常時のガス供給体制の整備 ・発電設備の管理 ・自立・分散型エネルギーの導入促進		・非常時のガス供給体制の整備	7
		6-2)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	・汚水処理機能の確保 ・一般廃棄物処理機能の確保	・汚水処理機能の確保		・汚水処理機能の確保 ・一般廃棄物処理機能の確保			5
⑦	制御不能な二次災害が発生させない	7-1)	沿線・沿道の建物倒壊による交通障害及び建物倒壊による二次災害の発生	・応急危険度判定等の体制整備						1
⑧	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物の処理体制の整備			・災害廃棄物の処理体制の整備			2
		8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・避難所の運営体制の整備 ・応急仮設住宅の迅速・的確な提供 ・災害救援ボランティア活動の充実強化	・応急仮設住宅の迅速・的確な提供		・ベント対策		・避難所の運営体制の整備 ・応急仮設住宅の迅速・的確な提供 ・ベント対策 ・災害救援ボランティア活動の充実強化 ・被災者相談の実施体制の整備	10
		8-3)	電車等の基幹インフラの強固により復旧・復興が大幅に遅れる事態		・地盤調査の促進					1
		8-4)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる洪水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態				・地下水採取の規制			1
		合計		49	21	7	13	3	38	131

別表 1 脆弱性評価結果

目標 1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
●住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 住宅の耐震化率は89%と、建て替え等により順次進んでいますが、都市の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題であることから、住宅の耐震化を進めるため、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要があります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進める必要があります。 ●建物の出火防止対策 東日本大震災における本震による火災のうち、原因が特定されたもののうち過半数が電気関係の出火でした。地震による出火防止には、感震ブレーカー等の設置が効果的であることから、感震ブレーカー等の設置を推進する必要があります。 ●計画的な土地利用 避難場所、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備を行います。 ●市街地の防災性向上 延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する必要があります。 ●自然災害回避（アボイド情報）による危険回避 自然災害による被害発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、「自然災害回避（アボイド）行政」を今後も継続して推進する必要があります。 ●避難所の確保・整備 公園、緑地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難場所等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ることが必要となっています。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要があります。 ●液状化対策 東日本大震災では、関東地方でも液状化が確認されたことから、本町においても引き続き、液状化対策を進める必要があります。また、町民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性のある地域の啓発に努める必要があります。 ●危険物等施設の安全対策 危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、その安全性の強化、充実が必要です。先端技術の発展により、未規制の化学物質の使用が増大しており、その安全管理対策の拡充が求められています。 ●町民の防災意識の向上 町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、こうした防災意識の向上に努める必要があります。 ●外国人の安全確保対策 言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行う必要があります。 ●防災教育の充実 東日本大震災では、多くの児童・生徒等が犠牲になりました。そのため、防災教育の一層の充実を図る必要があります。 ●ハザードマップによる啓発 ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、町民の防災意識の向上を進める必要があります。 ●シェイクアウト訓練の実施 自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震発生時の的確な安全確保行動等の普及を進める必要があります。	

別表 1 脆弱性評価結果

●住民参加の防災訓練の実施 災害が発生した後、人命の救助・救急活動や、初期消火活動など、自分や周囲の人々のいのちを守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から備えておくことが重要です。そのため、行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も防災訓練を実施・経験してもらうことで、地域の災害対応力の向上を図る必要があります。 ●関係機関との連携による防災訓練の実施 医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておく必要があります。 ●消防団・自主防災組織の強化 大規模災害発生時には、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。 ●避難所の確保・整備 大規模な災害の発生により、多くの被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図る必要があります。 ●要配慮者等への支援 東日本大震災では、死者数のうち約65%が60 歳以上の方であるなど、高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保する必要があります。 ●学校等の防災体制の整備 児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する必要があります。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る必要があります。 ●文化財所有者・管理者の防災対策 災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める必要があります。	
1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊等
●民間大規模建築物の耐震化 地震発生時に多くの人滞る可能性がある民間施設の耐震化を促進し、外出先などでの地震の揺れによる被害を軽減する必要があります。 ●防災拠点となる公共施設等の耐震化等 災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動を可能にする必要があります。 ●多数の者が利用する施設の安全確保 駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進める必要があります。 ●社会福祉施設の防災対策 社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。	
1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
●治水対策 都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する必要があります。 ●河川改修 大河川（相模川）については、長期的には年超過確率1/100 から1/150 の規模の洪水を安全に流下させることを目標として、また、その他早急に改修を必要とする中小河川については、1 時間あたり50 mm～60mmの降雨相当（4 年～10 年に1 回の降雨）の計画規模を当面の目標として治水対策を推進する必要があります。 ●排水施設の整備 浸水防止対策の整備を促進していく必要があります。 ●農業用施設等の整備 農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水（たんすい）等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性をより一層向上する必要があります。	

別表 1 脆弱性評価結果

目標2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
●道路啓開・交通インフラの確保 町が管理しているインフラについては、災害時における陸上輸送路の確保を図ることに留意しながら整備を進める必要があります。 ●水道施設の耐震化及び給水体制の確保 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性のより一層の向上を連携して図る必要があります。 ●医薬品医療機器等の整備 災害協力病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実する必要があります。 ●広域応援体制の強化 大規模災害の発生により、甚大な被害が発生して、被災自治体だけでは対応できない場合は、県内・県外を問わず、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要となります。一方、神奈川県や県内市町村が被災自治体を支援する側となって、支援要請にこたえて活動を行うことも想定されることから、こうした受援・応援を円滑に行うために、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る必要があります。 ●飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、町の備蓄品や協定の締結による供給体制の強化を推進する必要があります。 ●道路・橋りょう等の整備 道路等のネットワークは町民の活動や物流に様々な影響をもたらす可能性があるため、道路や橋りょう等について、耐震化や安全性の確保を進める必要があります。	
2-2)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
●救助・救急体制の充実 大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を進める必要があります。 ●消防の広域化 住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすためには、消防の広域化を十分に活かし、消防力の一層の充実強化を図る必要があります。 ●消防職員の育成 大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、消防職員の能力向上を図る必要があります。	
2-3)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
●燃料の確保 大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める必要があります。	
2-4)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
●帰宅困難者対策の推進 大規模災害の発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあります。交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、町民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行う必要があります。	

別表 1 脆弱性評価結果

2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
●災害時医療救護体制の整備 大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起こりかねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要があります。 ●道路啓開・交通規制体制の整備 道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する必要があります。	
2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
●防疫体制の整備 感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施する必要があります。 ●広域火葬体制の強化 大規模災害により被災した場合、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化する必要があります。	

目標 3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
●警備活動訓練の実施 災害警備活動の円滑な遂行を図るため、継続して情報収集手段を確保する必要があります。	
3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
●実践的な訓練の実施 複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。 ●災害対策本部の機能強化 被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進める必要があります。 ●業務継続体制の確保 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る必要があります。 ●復興対策マニュアルの整備 事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組む必要があります。	

目標 4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
●電線の地中化 災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図る必要があります。	

別表 1 脆弱性評価結果

4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
●町民等への情報発信体制の整備 災害時には、町民等への情報発信を、迅速かつ正確に行う必要があります。 ●災害情報の収集・伝達体制の整備 災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施する必要があります。 ●被災者支援に関する情報システムの構築 町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図る必要があります。	

目標5	規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
●企業の防災体制の確立 災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行う必要があります。	

目標6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
●非常時のガス供給体制の整備 ガスの応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めていますが、非常時の応急供給体制の整備も継続して進める必要があります。 ●発電設備の管理 電力の安定供給確保のため、発電設備の計画的な維持管理を行う必要があります。 ●自立・分散型エネルギーの導入促進 エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。	
6-2)	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
●污水处理機能の確保 町下水道施設の耐震化や、老朽化対策を進めるとともに、神奈川県流域下水道施設と連携し、安全性・継続性を確保する必要があります。 ●一般廃棄物処理機能の確保 一般廃棄物処理施設のバックアップ体制の確立など、安全性の確保する必要があります。	

別表 1 脆弱性評価結果

目標 7	制御不能な二次災害を発生させない
7-1)	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生
●応急危険度判定等の体制整備 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を今後さらに充実する必要があります。	

目標 8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
●災害廃棄物の処理体制の整備 東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で2,300 万トンの災害廃棄物が発生しましたが、本町で想定する地震・津波が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進める必要があります。	
8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
●避難所の運営体制の整備 避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。 ●応急仮設住宅の迅速・的確な提供 応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進める必要があります。 ●ペット対策 大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行う必要があります。 ●災害救援ボランティア活動の充実強化 東日本大震災においても、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要があります。 ●被災者相談の実施体制の整備 地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、町民から多種多様な相談・要望等が寄せられることが想定されることから、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進める必要があります。	
8-3)	電車等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
●地籍調査の促進 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。	
8-4)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
●地下水採取の規制 局所的な地盤沈下の状況を把握するため水準測量等の調査を継続し、地盤沈下の防止を図る必要があります。	

資料編

資料編 1 施策一覧（担当課）及び関連計画

施策名	担当部局	関連計画
1 行政機能／警察・消防等		
住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	町民部、都市建設部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
避難所の確保・整備	総務部、町民部、環境経済部、都市建設部	寒川町地域防災計画
液状化対策	企画部、町民部	寒川町地域防災計画
危険物等施設の安全対策	町民部、健康福祉部、環境経済部、茅ヶ崎市消防本部	第3次寒川町環境基本計画、寒川町地域防災計画
外国人の安全確保対策	企画部、町民部、学び育成部	寒川町地域防災計画
関係機関との連携による防災訓練の実施	企画部、町民部、健康福祉部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
消防団・自主防災組織の強化	町民部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
避難所の確保・整備	企画部、総務部、町民部、関係部	寒川町地域防災計画
要配慮者等への支援	町民部、学び育成部、健康福祉部	寒川町避難行動要支援者きずなプラン、寒川町地域防災計画
学校等の防災体制の整備	町民部、教育委員会	教育振興基本計画、寒川町地域防災計画
文化財所有者・管理者の防災対策	教育委員会	教育振興基本計画、寒川町地域防災計画
防災拠点となる公共施設等の耐震化等	関係部	寒川町公共施設計画、寒川町地域防災計画

多数の者が利用する施設の 安全確保	町民部	都市マスタープラン、 寒川町地域防災計画
治水対策	都市建設部	寒川町地域防災計画
河川改修	都市建設部	寒川町地域防災計画
排水施設の整備	都市建設部	寒川町総合計画 2040、 寒川町地域防災計画、 寒川町雨水管理総合計 画、寒川町ストックマネジメ ント計画、寒川町下水道事 業業務継続計画、寒川町下 水道総合地震対策計画
農業用施設等の整備	環境経済部	寒川町地域防災計画
道路啓開・交通インフラの確 保	町民部、都市建設部	寒川町舗装維持修繕計画、 寒川町橋りょう長寿命化修 繕計画、寒川町道路照明施 設計画書、都市マスタープ ラン、寒川町地域防災計画
水道施設の耐震化及び給水 体制の確保	企画部、町民部、 都市建設部	寒川町地域防災計画
広域応援体制の強化	総務部、町民部	寒川町総合計画 2040
飲料水、食料及び生活必需 物資等の確保	総務部、町民部	寒川町地域防災計画
道路・橋りょう等の整備	都市建設部	寒川町総合計画 2040、寒 川町舗装維持修繕計画、寒 川町橋りょう長寿命化修繕 計画、寒川町道路照明施設 計画書、寒川町地域防災計 画
救助・救急体制の充実	茅ヶ崎市消防本部	寒川町地域防災計画
消防の広域化	茅ヶ崎市消防本部	寒川町地域防災計画
消防職員の育成	茅ヶ崎市消防本部	寒川町地域防災計画
燃料の確保	総務部、町民部	寒川町地域防災計画
帰宅困難者対策の推進	関係部	寒川町地域防災計画

道路啓開・交通規制体制の整備	町民部、都市建設部	寒川町地域防災計画
防疫体制の整備	健康福祉部	寒川町地域防災計画
広域火葬体制の強化	町民部	寒川町地域防災計画
警備活動訓練の実施	町民部	寒川町地域防災計画
実践的な訓練の実施	町民部、学び育成部	寒川町地域防災計画
災害対策本部の機能強化	町民部	寒川町地域防災計画
業務継続体制の確保	企画部、総務部、町民部	ICT-BCP、寒川町地域防災計画、寒川町業務継続計画
復興対策マニュアルの整備	町民部	寒川町地域防災計画
町民等への情報発信体制の整備	企画部、町民部	寒川町地域防災計画
災害情報の収集・伝達体制の整備	企画部、町民部、茅ヶ崎市消防本部	寒川町地域防災計画
被災者支援に関する情報システムの構築	企画部、町民部	寒川町地域防災計画
企業の防災体制の確立	町民部、環境経済部	寒川町地域防災計画
非常時のガス供給体制の整備	町民部	寒川町地域防災計画
発電設備の管理	総務部	寒川町地域防災計画
自立・分散型エネルギーの導入促進	環境経済部	第3次寒川町環境基本計画、寒川町地域防災計画
汚水処理機能の確保	都市建設部	寒川町地域防災計画、寒川町ストックマネジメント計画、寒川町下水道事業業務継続計画、寒川町下水道総合地震対策計画
一般廃棄物処理機能の確保	環境経済部	寒川町地域防災計画
応急危険度判定等の体制整備	都市建設部	寒川町地域防災計画
災害廃棄物の処理体制の整備	町民部、環境経済部	寒川町地域防災計画
避難所の運営体制の整備	町民部、健康福祉部	寒川町災害廃棄物処理計画、寒川町地域防災計画

応急仮設住宅の迅速・的確な提供	企画部、総務部、町民部、健康福祉部、都市建設部	寒川町地域防災計画
災害救援ボランティア活動の充実強化	企画部、総務部、町民部、健康福祉部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
2 住宅・国土保全・交通		
住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	町民部、都市建設部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
建物の出火防止対策	町民部	寒川町地域防災計画
計画的な土地利用	町民部、環境経済部、都市建設部	第3次寒川町環境基本計画、寒川町地域防災計画
市街地の防災性向上	都市建設部	寒川町総合計画 2040、都市マスタープラン、寒川町地域防災計画
自然災害回避(アボイド情報)による危険回避	町民部、環境経済部、都市建設部	みどりの基本計画、第3次寒川町環境基本計画
避難所の確保・整備	企画部、総務部、町民部、関係部	寒川町地域防災計画
学校等の防災体制の整備	町民部、教育委員会	教育振興基本計画、寒川町地域防災計画
文化財所有者・管理者の防災対策	教育委員会	教育振興基本計画、寒川町地域防災計画
民間大規模建築物の耐震化	町民部、健康福祉部、都市建設部	寒川町地域防災計画
防災拠点となる公共施設等の耐震化等	関係部	寒川町公共施設計画、寒川町地域防災計画
河川改修	都市建設部	寒川町地域防災計画
排水施設の整備	都市建設部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
農業用施設等の整備	環境経済部	寒川町地域防災計画

道路啓開・交通インフラの確保	町民部、都市建設部	寒川町舗装維持修繕計画、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画、寒川町道路照明施設計画書、都市マスタープラン、寒川町地域防災計画
水道施設の耐震化及び給水体制の確保	企画部、町民部、都市建設部	寒川町地域防災計画
道路・橋りょう等の整備	都市建設部	寒川町総合計画 2040、寒川町舗装維持修繕計画、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画、寒川町道路照明施設計画書、寒川町地域防災計画
道路啓開・交通規制体制の整備	町民部、都市建設部	寒川町地域防災計画
電線の地中化	都市建設部	寒川町地域防災計画
污水处理機能の確保	都市建設部	寒川町地域防災計画
応急仮設住宅の迅速・的確な提供	企画部、総務部、町民部、健康福祉部、都市建設部	寒川町地域防災計画
地籍調査の促進	都市建設部	
3 保健医療・福祉		
関係機関との連携による防災訓練の実施	企画部、町民部、健康福祉部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
要配慮者等への支援	町民部、学び育成部、健康福祉部	寒川町避難行動要支援者きずなプラン、寒川町地域防災計画
防災拠点となる公共施設等の耐震化等	関係部	寒川町公共施設計画、寒川町地域防災計画
社会福祉施設の防災対策	町民部、健康福祉部	寒川町地域防災計画
医薬品医療機器等の整備	健康福祉部	寒川町地域防災計画
防疫体制の整備	健康福祉部	寒川町地域防災計画
被災者支援に関する情報システムの構築	企画部、町民部	寒川町地域防災計画

4 産業・エネルギー・環境		
計画的な土地利用	町民部、環境経済部、都市建設部	第3次寒川町環境基本計画、寒川町地域防災計画
危険物等施設の安全対策	町民部、健康福祉部、環境経済部、茅ヶ崎市消防本部	第3次寒川町環境基本計画、寒川町地域防災計画
農業用施設等の整備	環境経済部	寒川町地域防災計画
燃料の確保	総務部、町民部	寒川町地域防災計画
企業の防災体制の確立	町民部、環境経済部	寒川町地域防災計画
非常時のガス供給体制の整備	町民部	寒川町地域防災計画
発電設備の管理	総務部	寒川町地域防災計画
自立・分散型エネルギーの導入促進	環境経済部	第3次寒川町環境基本計画、寒川町地域防災計画
汚水処理機能の確保	都市建設部	寒川町地域防災計画
一般廃棄物処理機能の確保	環境経済部	寒川町地域防災計画
災害廃棄物の処理体制の整備	町民部、環境経済部	寒川町地域防災計画
ペット対策	町民部、環境経済部	寒川町地域防災計画
地下水採取の規制	環境経済部	第3次寒川町環境基本計画
5 教育・文化		
防災教育の充実	町民部、教育委員会	教育振興基本計画、寒川町地域防災計画
文化財所有者・管理者の防災対策	教育委員会	教育振興基本計画、寒川町地域防災計画
飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	総務部、町民部	寒川町地域防災計画
6 リスクコミュニケーション		
住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	町民部、都市建設部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
建物の出火防止対策	町民部	寒川町地域防災計画
自然災害回避(アボイド情報)による危険回避	町民部、環境経済部、都市建設部	みどりの基本計画、第3次寒川町環境基本計画

避難所の確保・整備	総務部、町民部、 環境経済部、都市建設部	寒川町地域防災計画
危険物等施設の安全対策	町民部、健康福祉部、環境 経済部、茅ヶ崎市消防本部	第3次寒川町環境基本計 画、寒川町地域防災計画
町民の防災意識の向上	町民部、学び育成部、健康 福祉部、茅ヶ崎市消防本部	教育振興基本計画、 寒川町地域防災計画
外国人の安全確保対策	企画部、町民部、 学び育成部	寒川町地域防災計画
防災教育の充実	町民部、教育委員会	教育振興基本計画、 寒川町地域防災計画
ハザードマップによる啓発	町民部、環境経済部、 都市建設部	都市マスタープラン、第3次 寒川町環境基本計画、 寒川町地域防災計画
シェイクアウト訓練の実施	町民部	
住民参加の防災訓練の実施	町民部	寒川町総合計画 2040、 寒川町地域防災計画
関係機関との連携による防災 訓練の実施	企画部、町民部、 健康福祉部	寒川町総合計画 2040、 寒川町地域防災計画
消防団・自主防災組織の強化	町民部	寒川町総合計画 2040、 寒川町地域防災計画
要配慮者等への支援	町民部、学び育成部、 健康福祉部	寒川町避難行動要支援者 きずなプラン、 寒川町地域防災計画
学校等の防災体制の整備	町民部、教育委員会	教育振興基本計画、 寒川町地域防災計画
文化財所有者・管理者の防災 対策	教育委員会	教育振興基本計画、 寒川町地域防災計画
民間大規模建築物の耐震化	町民部、健康福祉部、 都市建設部	寒川町地域防災計画
防災拠点となる公共施設等の 耐震化等	関係部	寒川町公共施設計画、 寒川町地域防災計画
多数の者が利用する施設の 安全確保	町民部、茅ヶ崎市消防本部	都市マスタープラン、 寒川町地域防災計画

広域応援体制の強化	総務部、町民部	寒川町総合計画 2040
飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	総務部、町民部	寒川町地域防災計画
消防職員の育成	茅ヶ崎市消防本部	寒川町地域防災計画
帰宅困難者対策の推進	関係部	寒川町地域防災計画
道路啓開・交通規制体制の整備	町民部、都市建設部	寒川町地域防災計画
防疫体制の整備	健康福祉部	寒川町地域防災計画
広域火葬体制の強化	町民部	寒川町地域防災計画
警備活動訓練の実施	町民部	寒川町地域防災計画
実践的な訓練の実施	町民部、学び育成部	寒川町地域防災計画
町民等への情報発信体制の整備	企画部、町民部	寒川町地域防災計画
災害情報の収集・伝達体制の整備	企画部、町民部、茅ヶ崎市消防本部	寒川町地域防災計画
被災者支援に関する情報システムの構築	企画部、町民部	寒川町地域防災計画
企業の防災体制の確立	町民部、環境経済部	寒川町地域防災計画
非常時のガス供給体制の整備	町民部	寒川町地域防災計画
避難所の運営体制の整備	町民部、健康福祉部	寒川町災害廃棄物処理計画、寒川町地域防災計画
応急仮設住宅の迅速・的確な提供	企画部、総務部、町民部、健康福祉部、都市建設部	寒川町地域防災計画
ペット対策	町民部、環境経済部	寒川町地域防災計画
災害救援ボランティア活動の充実強化	企画部、総務部、町民部、健康福祉部	寒川町総合計画 2040、寒川町地域防災計画
被災者相談の実施体制の整備	町民部	寒川町地域防災計画

資料編 2 推進方針と事業の関連表

リスクシナリオ		施策名	担当部局	町事業名	災害に強いまちづくりを推進する国事業名
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	町民部、都市建設部	・耐震改修促進事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・空き家対策総合支援事業
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	建物の出火防止対策	町民部		
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	計画的な土地利用	町民部、環境経済部、都市建設部		・住宅市街地総合整備事業 ・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 ・密集市街地整備総合防災事業
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	市街地の防災性向上	都市建設部	・ツインシティ倉見地区整備事業 ・田端西地区まちづくり事業	・市街地再開発事業 ・密集市街地総合防災事業
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	自然災害回避(アボイド情報)による危険回避	町民部、環境経済部、都市建設部	・(防災対策事務経費) ・道路橋りょう維持補修事業	・市町村道の計画的な維持管理と震災対策による・安心な道路環境の確保(防災・安全) ・道路メンテナンス事業
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	避難所の確保・整備	総務部、町民部、環境経済部、都市建設部	・自治会活動支援事業 ・公共施設再編計画実施事業 ・防災対策事業 ・スポーツ施設活性化事業 ・耐震改修促進事業 ・道路橋りょう整備事業 ・下水道整備事業	・災害時拠点強靱化緊急促進事業 ・狭あい道路整備等促進事業
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	液状化対策	企画部、町民部		
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	危険物等施設の安全対策	町民部、健康福祉部、環境経済部、茅ヶ崎市消防本部	・消防体制充実事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	町民の防災意識の向上	町民部、学び育成部、健康福祉部、茅ヶ崎市消防本部	・防災対策事業 ・消防体制充実事業 ・消防団活動充実事業	
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	外国人の安全確保対策	企画部、町民部、学び育成部	・(防災対策事務経費) ・消防体制充実事業	
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	防災教育の充実	町民部、教育委員会	・消防体制充実事業	
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	ハザードマップによる啓発	町民部、環境経済部、都市建設部	・(防災対策事務経費) ・道路橋りょう維持補修事業 ・下水道整備事業 ・消防体制充実事業	・市町村道の計画的な維持管理と震災対策による・安心な道路環境の確保(防災・安全) ・道路メンテナンス事業
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	シェイクアウト訓練の実施	町民部	・消防体制充実事業	
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	住民参加の防災訓練の実施	町民部	・消防体制充実事業	
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	関係機関との連携による防災訓練の実施	企画部、町民部、健康福祉部	・消防体制充実事業	

1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	消防団・自主防災組織の強化	町民部	・自主防災活動事業 ・消防体制充実事業	
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	避難所の確保・整備	企画部、総務部、町民部、関係部	・自治会活動支援事業 ・公共施設再編計画実施事業 ・防災対策事業 ・スポーツ施設活性化事業 ・耐震改修促進事業 ・消防体制充実事業	・災害時拠点強靱化緊急促進事業
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	要配慮者等への支援	町民部、学び育成部、健康福祉部	・避難行動要支援者支援事業 ・消防体制充実事業	
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	学校等の防災体制の整備	町民部、教育委員会	・消防体制充実事業	
1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	文化財所有者・管理者の防災対策	教育委員会	・文化財保護事業 ・消防体制充実事業	
1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊等	民間大規模建築物の耐震化	町民部、健康福祉部、都市建設部	・消防体制充実事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・災害時拠点強靱化緊急促進事業 ・密集市街地総合防災事業
1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊等	防災拠点となる公共施設等の耐震化等	関係部	・自治会活動支援事業 ・防災対策事業 ・(庁舎等維持管理経費) ・公共施設再編計画実施事業 ・スポーツ施設活性化事業 ・耐震改修促進事業 ・道路橋りょう維持補修事業 ・消防体制充実事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・市町村道の計画的な維持管理と震災対策による・安心な道路環境の確保(防災・安全) ・道路メンテナンス事業
1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊等	多数の者が利用する施設の安全確保	町民部	・消防体制充実事業	・災害時拠点強靱化緊急促進事業
1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊等	社会福祉施設の防災対策	町民部、健康福祉部	・(福祉活動センター維持管理経費) ・消防体制充実事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業
1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	治水対策	都市建設部	・下水道整備事業 ・消防体制充実事業	
1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	河川改修	都市建設部	・消防体制充実事業	
1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	排水施設の整備	都市建設部	・下水道整備事業 ・消防体制充実事業	・寒川町における防災並びに減災対策に係わる計画(第3期)
1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	農業用施設等の整備	環境経済部	・農業生産基盤の整備事業 ・消防体制充実事業	
2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	道路啓開・交通インフラの確保	町民部、都市建設部	・耐震改修促進事業 ・道路橋りょう整備事業 ・道路橋りょう維持補修事業 ・消防体制充実事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・市町村道の計画的な維持管理と震災対策による・安心な道路環境の確保(防災・安全) ・道路メンテナンス事業 ・交通安全対策補助制度(案)(通学路緊急対策)
2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	水道施設の耐震化及び給水体制の確保	企画部、町民部、都市建設部	・防災対策事業 ・消防体制充実事業	
2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	医薬品医療機器等の整備	健康福祉部	・消防体制充実事業	
2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	広域応援体制の強化	総務部、町民部	・消防体制充実事業	
2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	総務部、町民部	・防災対策事業 ・消防体制充実事業	

2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	道路・橋りょう等の整備	都市建設部	・道路橋りょう維持補修事業 ・道路橋りょう整備事業 ・下水道整備事業 ・消防体制充実事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・市町村道の計画的な維持管理と震災対策による・安心な道路環境の確保(防災・安全) ・道路メンテナンス事業 ・狭あい道路整備等促進事業等
2-2)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急体制の充実	茅ヶ崎市消防本部	・消防体制充実事業	
2-2)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防の広域化	茅ヶ崎市消防本部	・(消防広域化準備経費)	
2-2)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防職員の育成	茅ヶ崎市消防本部	・消防体制充実事業	
2-3)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	燃料の確保	総務部、町民部	・(庁舎等維持管理経費) ・(庁用自動車管理経費) ・消防体制充実事業	
2-4)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	帰宅困難者対策の推進	関係部	・防災対策事業 ・消防体制充実事業	・災害時拠点強靱化緊急促進事業
2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	災害時医療救護体制の整備	企画部、町民部、健康福祉部	・道路橋りょう維持補修事業 ・消防体制充実事業	・市町村道の計画的な維持管理と震災対策による・安心な道路環境の確保(防災・安全) ・道路メンテナンス事業
2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	道路啓開・交通規制体制の整備	町民部、都市建設部	・耐震改修促進事業 ・消防体制充実事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業
2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	防疫体制の整備	健康福祉部	・感染症予防対策事業 ・消防体制充実事業	
2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	広域火葬体制の強化	町民部	・消防体制充実事業	
3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	警備活動訓練の実施	町民部	・消防体制充実事業	
3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	実践的な訓練の実施	町民部、学び育成部	・消防体制充実事業	
3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	災害対策本部の機能強化	町民部	・(防災対策事務経費) ・消防体制充実事業	
3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	業務継続体制の確保	企画部、総務部、町民部	・消防体制充実事業	
3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	復興対策マニュアルの整備	町民部	・消防体制充実事業	
4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	電線の地中化	都市建設部	・消防体制充実事業	
4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	町民等への情報発信体制の整備	企画部、町民部	・自治会活動支援事業 ・消防体制充実事業	
4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	災害情報の収集・伝達体制の整備	企画部、町民部、茅ヶ崎市消防本部	・(防災行政用無線維持管理経費) ・消防体制充実事業	
4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	被災者支援に関する情報システムの構築	企画部、町民部		
5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	企業の防災体制の確立	町民部、環境経済部		
6-1)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	非常時のガス供給体制の整備	町民部		・災害時拠点強靱化緊急促進事業
6-1)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	発電設備の管理	総務部	・(庁舎等維持管理経費)	

6-1)	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	自立・分散型エネルギーの導入促進	環境経済部	・地球温暖化防止対策推進事業	
6-2)	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	污水处理機能の確保	都市建設部	・下水道整備事業 ・(下水道台帳管理経費)	・寒川町における防災並びに減災対策に係わる計画(第3期)
6-2)	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	一般廃棄物処理機能の確保	環境経済部	・公共施設再編計画実施事業 ・(清掃総務事務経) ・(ごみ・資源物収集処理経) ・ごみ減量化・資源化推進事業 ・(し尿処理施設運営経)	・住宅・建築物安全ストック形成事業
7-1)	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生	応急危険度判定等の体制整備	都市建設部	・耐震改修促進事業	
8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の処理体制の整備	町民部、環境経済部	・(清掃総務事務経) ・(ごみ・資源物収集処理経) ・ごみ減量化・資源化推進事業	
8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	避難所の運営体制の整備	町民部、健康福祉部	・防災対策事業	
8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	応急仮設住宅の迅速・的確な提供	企画部、総務部、町民部、健康福祉部、都市建設部		
8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ペット対策	町民部、環境経済部	・動物対策事業	
8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害救援ボランティア活動の充実強化	企画部、総務部、町民部、健康福祉部	・協働推進事業	
8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	被災者相談の実施体制の整備	町民部		
8-3)	電車等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地籍調査の促進	都市建設部	・(都市計画事務経費)	・社会資本整備円滑化地籍整備事業
8-4)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地下水採取の規制	環境経済部		